

一般社団法人日本脳神経外科学会  
職員給与規則

平成 15 年 10 月 1 日制定  
令和 6 年 8 月 16 日改正

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という。）就業規則第 31 条に規定する職員の給与の支給については、この規則の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

- 2 基本給は、本俸とする。
- 3 諸手当は、通勤手当、時間外手当、休日手当、特別手当とする。  
ただし、時間外手当、休日手当、特別手当は事務局長には適用しない。

(給与の支給方法及び支給日)

第 3 条 職員の給与(特別手当を除く。)の支給は、毎月 17 日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。)とする。

- 2 特別手当の支給日は、毎年 6 月及び 12 月の給与の支給日とする。
- 3 職員の給与は、第 1 項の支給日において、当月分の本俸、通勤手当及び前月分の時間外手当を支給する。
- 4 新規採用者又は復職者の発令当月の給与は、出勤日から日割計算をもって支給する。
- 5 職員が退職した場合は、その日まで、日割計算をもって給与を支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。
- 6 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(本俸)

第 4 条 本俸は、別に定める俸給月額表(別表 1、別表 2 及び別表 3)に基づき、勤務成績、能力及び業務経歴等を考慮して決定する。

(初任給)

第 5 条 新たに採用された職員の初任給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して定める。

(昇給)

第 6 条 職員が、現に受けている俸給を受けるに至ったときから 12 ヶ月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給させることができる。ただし、年齢 55 歳以上の者を除く。

- 2 前項の昇給の時期は、原則として 1 月 1 日とする。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合(利用距離 1 キロメートル以上の場合に限る)に月額により支給する。

- 2 月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割による支給とする。また、月の途中で順路又は交通機関の変更等により生じた通勤手当の額の変更は、その

事実の発生があった翌月から行う。

(時間外手当・休日手当)

- 第8条 時間外手当は、就業規則第21条の規定により時間外勤務をすることを命ぜられた職員に対し、その時間外勤務をした全時間に勤務時間1時間当たりの給与額の100分の125(その時間外勤務が、午後10時から翌日午前5時までの間である場合においては、100分の150)を乗じた額を支給する。
- 2 休日手当は、就業規則第21条の規定により法定休日に勤務をすることを命ぜられた職員に対し、その休日勤務をした全時間に勤務時間1時間当たりの給与額の100分の135(その時間外勤務が、午後10時から翌日午前5時までの間である場合においては、100分の160)を乗じた額を支給する。
- 3 前二項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を年間の労働時間数で除して得た額とする。

(特別手当)

- 第9条 特別手当は、6月1日及び12月1日(これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職、若しくは就業規則第34条第1項に該当する職員についても同様とする。

(給与の減額)

- 第10条 欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき、第8条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給することができる。

(退職者の給与)

- 第11条 職員の欠勤期間及び退職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、退職の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合、そのときの事情により、最長6か月の範囲において本俸の一部を支給することができる。

(細則)

- 第12条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、この法人設立時の総会の承認により文部科学大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規則は令和6年8月16日に改正され、同日より施行される。